

令和 5 年 12 月 吉日

お客さま 各位

手数料の一部改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊金庫では、下記手数料を新設及び名称変更することといたしましたのでお知らせいたします。

今後もより一層、サービスの向上、地域貢献に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改 定 日 令和 6 年 1 月 1 0 日（水）

2. 新 設 **任意団体、権能団体の口座開設手数料 3,300 円**

※任意団体、権能団体とは法人格のない団体を指します。
(例)町内会、同窓会、サークル、互助会など。

3. 名称の変更

・ **相続財産管理人** 口座開設手数料 1,100 円



・ **相続財産管理人、相続財産清算人** 口座開設手数料 1,100 円

以 上